

## 【改定前】館林市

料金は、使用期間1月（臨時料金については1回）につき次の表に掲げる用途の区分に従い、メーターの口径、使用水量に応じ、基本料金及び従量料金の合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。この場合において10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

用途別	口径別	基本料金 (1箇月)	従量料金 (1立方メートル当たり)
一般用	13ミリメートル	900円	20立方メートルまで 135円
	20ミリメートル	1,250円	20立方メートルを超え50立方メートルまで 150円
	25ミリメートル	2,950円	50立方メートルを超え200立方メートルまで 170円
	30ミリメートル	4,100円	200立方メートルを超えるもの 185円
	40ミリメートル	6,550円	
	50ミリメートル	11,600円	
	75ミリメートル	28,600円	
	100ミリメートル	46,600円	
	150ミリメートル	79,600円	
浴場業用		7,500円	200立方メートルまでは基本料金のみ 200立方メートルを超えるもの 75円
臨時用		3,000円	1回10立方メートルまでは基本料金のみ 10立方メートルを超えるもの 300円

### 備考

- 1 一般用とは、浴場業用及び臨時用以外の用に水道を使用する場合をいう。
- 2 浴場業用とは、公衆浴場営業の用に水道を使用する場合をいう。
- 3 臨時用とは、工事その他臨時の用に水道を使用する場合をいう。
- 4 一般用のうち、口径13ミリメートルと20ミリメートルの従量料金は、特別従量料金として10立方メートルまで、1立方メートルにつき30円とする。
- 5 共同住宅等に係る料金の額については、上記表で定める額の範囲内で企業長が別に定めることができる。
- 6 上記表に該当しない料金は、企業長がこれに類似する用途別の料率を準用して定める。また、用途別の適用基準については、企業長が別に定める。

## 【改定前】館林市

■水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × 110 / 100

### 計算例

口径20mmで2ヶ月の使用水量が55m<sup>3</sup>の場合  
55m<sup>3</sup> ÷ 2 = 27m<sup>3</sup> 余り1m<sup>3</sup>

#### ①27m<sup>3</sup>の計算

基本料金			=	1,250円
従量料金	1~10m <sup>3</sup>	(10m <sup>3</sup> × 30円)	=	300円
	11~20m <sup>3</sup>	(10m <sup>3</sup> × 135円)	=	1,350円
	21~27m <sup>3</sup>	(7m <sup>3</sup> × 150円)	=	1,050円
計			=	3,950円

#### ②27m<sup>3</sup> + 1m<sup>3</sup> = 28m<sup>3</sup>の計算

基本料金			=	1,250円
従量料金	1~10m <sup>3</sup>	(10m <sup>3</sup> × 30円)	=	300円
	11~20m <sup>3</sup>	(10m <sup>3</sup> × 135円)	=	1,350円
	21~28m <sup>3</sup>	(8m <sup>3</sup> × 150円)	=	1,200円
計			=	4,100円

#### ③合計

①	3,950円 × 110 / 100	=	4,340円
②	4,100円 × 110 / 100	=	4,510円
			(10円未満切り捨て)
① + ②		=	8,850円